

南相馬市ふるさと応援寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、野馬追の里南相馬市に想いを寄せ、応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として寄附者の想いを具現化することにより、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

(基金の設置)

第2条 寄附者から收受した寄附金を適正に管理運用するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、南相馬市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄附金の使途指定)

第3条 寄附者は、市長が別に定める事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定することができる。

2 前項の指定がない寄附金については、市長が当該事業の指定を行うものとする。

(基金への積立て)

第4条 基金として積み立てる額は、第1条の規定により寄附された寄附金の額とし、毎年度予算で定める。

(基金の管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第7条 基金は、市長が別に定める事業に要する財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(基金の繰替運用)

第8条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(寄附者への配慮)

第9条 市長は、基金の積立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。